

前回に続いて期日報告させていただきます。

日時：2014年5月13日

10：00～（対関西電力）

10：30～（対日本原電）

場所：大津地方裁判所（仮処分の審尋期日なので非公開です。一般の方は入れませんが、申立人は入れます。）

出席者

裁判所

山本善彦裁判長裁判官

北村ゆり裁判官

田中浩司裁判官

申立人

本人及び代理人

相手方

相手方社員及び代理人

#### 1 関西電力に対する再稼働禁止の仮処分申立事件

今年の4月に裁判長が交替し、新しい裁判長での最初の期日でした。

関西電力からは、津波に関する新規制基準にどう対応したかを記載した準備書面と証拠が提出されました。安全性を評価する際に想定する津波の高さは4メートルから6.5メートルで良いとし、こちらが主張している既往最大の津波は想定しなくても良いとする内容です。安全性を軽視した主張です。

その後、申立人代理人と、裁判所との間で、安全性の立証責任や判断の枠組みについて議論がされました。

最後に、こちらが次回期日までに、訴訟の進行について（関西電力の主張に

対する反論を行うかどうかを含めて) 検討するというところで終わりました。

次回期日は、7月15日の午前10時からです。

## 2 日本原電に対する再稼働禁止の保全申立事件

日本原電からも主張書面と証拠が提出されました。

日本原電の敦賀原発については、敷地内の破砕帯が活断層であるという規制委員会の調査結果が出ているので、日本原電はこの結果を何とか覆そうとしており、そのために、原子力規制庁や規制委員会に対してどのようなアプローチをしてきたかが、今回出された主張書面に書かれてあります。

また、去年の12月に裁判所から出された求釈明に答える形で、日本原電が緊急安全対策で実施した内容を再度記載してあります。ただ、緊急安全対策の内容を書いても、裁判所の求釈明（新規制基準の合理性及び新規制基準への適合性に関する主張をしてください。）に答えたことにはならないと思います。

こちらも、関西電力の事件と同じく、次回期日までに今後の進行に関する意見を検討することになりました。

次回期日は、7月15日の午前10時からです。相手方からは、夏休み明けに期日を入れて欲しいという申出がありましたが、裁判所は関西電力と同じ日を指定しました。前の裁判長よりも柔軟であるように思います。